

消費生活センターに相談を

5月は消費者月間

【統一テーマ】ともに築こう豊かな消費社会～誰一人取り残されない～

古河市消費生活センターへ寄せられた相談件数は、平成29年度は801件でした。悪質商法や不当請求などの契約トラブル、消費生活に関する相談を受け付けています。

どんな解決方法があるかを一緒に考え、どのように交渉したらよいか助言する身近な相談窓口です。不安なことがあったら一人で悩まず相談してください。

【問】 商工政策課(古河庁舎) Tel.22-5111

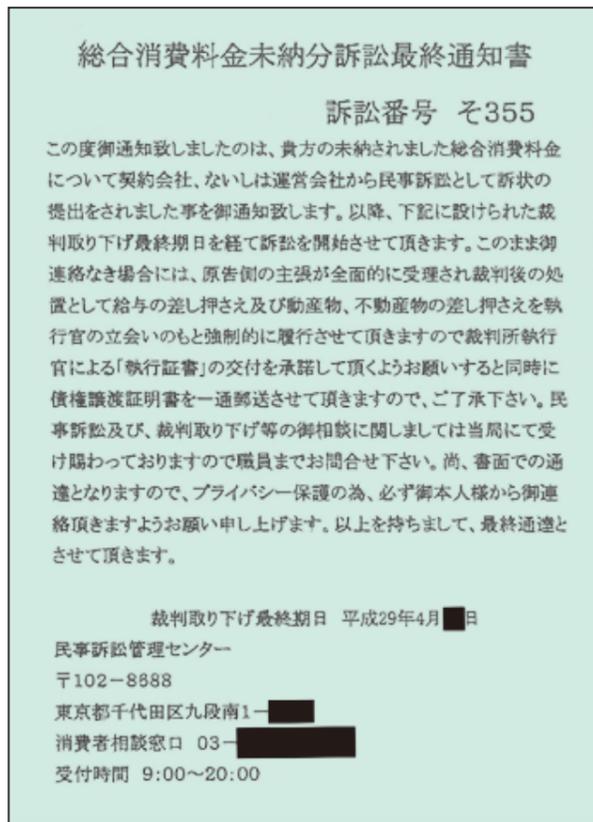
相談事例

昨日、「総合消費料金未納分訴訟最終通知書」というハガキが届いた。総合消費料金が未納となっており、契約会社や運営会社によって民事訴訟の訴状が提出され、連絡がない場合は給料を差し押さえるという内容になっている。身に覚えがないので無視したいが、裁判の取り下げ期間が3日後なので不安だ。

アドバイス

消費者に、過去に利用した業者への未払いがあると知らせ、裁判をすると脅かし、不安にさせて電話をかけさせようとしています。架空請求ですから無視してください。

センターには、同様の相談が多数寄せられています。「民事訴訟管理センター」「国民訴訟管理センター」等を名乗る機関からハガキが送られ、連絡すると弁護士を名乗る人を紹介され、最終的にはコンビニで電子マネーを購入しお金を支払わされてしまいます。架空請求ハガキは無視しましょう。



▲架空請求ハガキの例 (国民生活センターウェブサイトより)

出前講座開講中

古河市消費生活センターでは、10人以上の団体グループなどを対象に出前講座「私はダマされない!～消費者被害に遭わないために～」を開催しています。

最新の相談事例、対処方法など分かりやすく伝授します。ぜひ申し込みください。

古河市消費生活センター

随時相談を受け付けています。気軽にご相談ください。

場所 古河庁舎2階(商工政策課内)

相談日 月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)

時間 9時～12時

13時～16時

申込・問 Tel.23-1718

民生委員・児童委員の活動

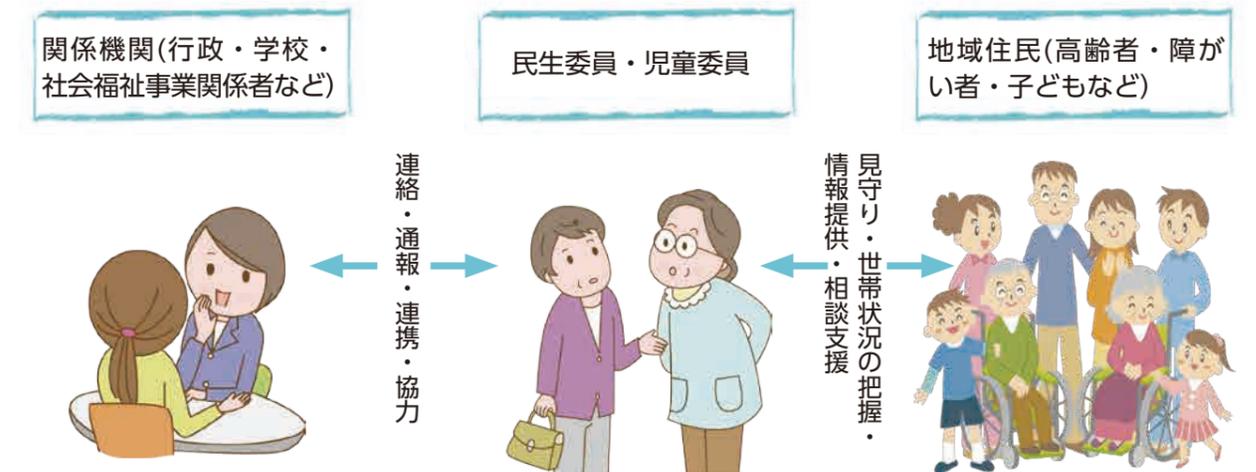
5月12日は民生委員・児童委員の日

～地域住民と福祉をつなぐパイプ役として活動しています～

高齢者などの見守り支援や子どもたちへの声掛け支援など、地域のためにいつも近くで見守り、誰よりも地域のことを心配しています。介護、健康、子育てなど、生活の中で気になることがありましたら、お住まいの地域の担当委員までお気軽にご相談ください。

民生委員・児童委員、主任児童委員には守秘義務があり、相談内容や個人情報などの秘密は守られます。

【問】 福祉総務課(総和福祉センター「健康の駅」) Tel.92-5771



民生委員・児童委員の状況

民生委員・児童委員は、厚生労働大臣から委嘱を受けた非常勤の地方公務員です。

委員数 225人(H30.4.1現在)

内訳

- ・民生委員児童委員(地域担当) 213人
- ・主任児童委員(児童問題専門) 12人

委員名・担当区域・連絡先は市公式ホームページに掲載してあります(地区ごとの委員名簿です)。

- 第1地区(三和地区)
- 第2地区(古河一中学区)
- 第3地区(総和地区)
- 第4地区(古河二中学区)
- 第5地区(古河三中学区)



全国大会出場

JOCジュニアオリンピックカップ
文部科学大臣旗争奪彩の国杯
第12回全国中学生空手道選抜大会

【女子個人組手：中学1年の部】
亀川優月さん(総和空手道スポーツ少年団)

JOCジュニアオリンピックカップ
第37回全国高等学校空手道選抜大会

【女子個人組手：中量級】
大野彩音さん(古河第一高等学校)
宇都木未歩さん(花咲徳栄高等学校)